



長野県報

8月7日(月)
平成29年
(2017年)
第2898号

目次

規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則(人材育成課) 1

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課) 2

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) 3

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 3

規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則をここに公布します。

平成29年8月7日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第33号

技能検定実技試験手数料の額を定める規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則(昭和44年長野県規則第62号)の全部を改正する。

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)別表第1の7の(4)に規定する知事が定める手数料の額は、1万7,900円とする。ただし、次の表の左欄に掲げる者が受検する場合における手数料の額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区分	金額
(1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の4の上欄に掲げる検定職種のうち下欄に掲げる等級(以下「等級」という。)が2級に係るものを受け検する35歳未満の者	知事が別に定める額
(2) 等級が3級に係るものを受け検する35歳以上の者(在校生に限る。)	11,900円
(3) 等級が3級に係るものを受け検する35歳未満の者	ア 在校生 イ ア以外の者

知事が別に定める額
知事が別に定める額

備考 1 「35歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 実技試験を実施する日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格を持って在留する者以外の者

2 「35歳以上の者」とは、1以外の者をいう。
3 「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設、同法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

附則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

人材育成課